

# 一般財団法人全日本野球協会 定款施行細則

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この細則は、一般財団法人全日本野球協会（以下「本協会」という。）定款第36条に基づき、定款の施行についての細則を定める。

## 第2章 評議員及び役員の候補者の推薦

(評議員候補者の推薦)

第2条 評議員会に評議員候補者を推薦する場合は、次の各号に掲げる者の中から、それぞれ各号に定める人数の範囲内とする。

- (1) 各加盟団体を母体とし評議員会が推薦する者 10名以上14名以内
- (2) 理事会が推薦する学識経験者 2名以上4名以内

(理事候補者の推薦)

第3条 理事候補者については次の各号に掲げる者の中から、それぞれ各号に定める人数の範囲内で評議員会に推薦するものとする。

- (1) 加盟団体より推薦する者 10名以上14名以内
- (2) 理事会が推薦する学識経験者 4名以上6名以内

2 前項第1号に基づく加盟団体より推薦する理事は、加盟団体規程第49条の規定に基づき各加盟団体から推薦された者とする。

(監事候補者の推薦)

第4条 監事候補者については次の各号に掲げる者の中から、それぞれ各号に定める人数の範囲内で評議員会に推薦するものとする。

- (1) 加盟団体より推薦する者 2名以内
- (2) 理事会が推薦する学識経験者 1名以内

## 第3章 業務執行会議

(業務執行会議)

第5条 業務執行会議は、会長及び本協会定款第28条第3項に基づき選定された業務執行理事で構成される。

- 2 業務執行会議は、会長が招集し、その議長となる。また、議題に応じて必要な理事等の出席を求めることができる。
- 3 緊急を要するため、理事会に付議することが困難な時には、業務執行会議で処理することができる。
- 4 前項の場合、直近の理事会に報告して、承認を求めなければならない。
- 5 業務執行会議には、事務局が必要に応じて出席することができる。

(業務執行会議の職務)

第6条 業務執行会議は、日常の協会業務を処理するほか、次の業務を常時分掌する。

- (1) 理事会に提出する議案に関すること
- (2) 事業計画の実施に関すること
- (3) 第2項の各号に掲げる事項に関すること
- (4) その他理事会より委任された業務に関すること

## 第4章 顧問等

(顧問の委嘱)

第7条 加盟団体会長は、本協会定款第45条に掲げる顧問に委嘱されるものとする。ただし、本協会の理事である加盟団体会長は、顧問を兼ねることができない。

## 第5章 事務局

(事務局)

第8条 本協会定款第47条第3項に定める事務局規程は別に定める。

- 2 事務局長は、局務を掌理する。また、事務局長は評議員会、理事会、その他の会議に出席して発言することができる。
- 3 事務局員は、事務局長のもとで、所定の業務に従事する。

## 第6章 雑 則

(他の機関への代表者の選出)

第9条 他の機関に本協会の代表者をおくるときは、理事会の議決を経て選出する。

(規程等の制定)

第10条 本協会定款第46条に基づき設置された各委員会規程及び加盟団体規程のほか、  
本協会で定める規程等は、次のとおりとする。

- (1) 事務局組織等規程
  - (2) 事務局決裁規程
  - (3) 会印規程
  - (4) 事務処理規程
  - (5) 経理規程
  - (6) 職員就業規程
  - (7) 役員の報酬に関する規程
  - (8) 職員給与規程
  - (9) 事務局退職規程
  - (10) 旅費規程
  - (11) その他会長が必要と認める規程等
- 2 前項による規程等の制定は、理事会の議決を経て定めるものとする。
- 3 前項の規定は、規程等を変更する場合に準用する。

(その他の規程等)

第11条 この定款施行細則の改廃は、理事会において承認を受けるものとする。

(附 則)

この定款施行細則は、一般財団法人全日本野球協会の設立の登記の日（2013年4月1日）から施行する。

〔改 正〕

平成29年6月14日